平成２５年（フ）第３０５８号
大阪府高槻市明野町11番８号　第46ハイツシマナカ301号、前住所大阪市淀川区西宮原１丁目４番15―1104号
債務者　岡本　泰一
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２号
埼玉県八潮市大字大瀬1653番地２
債務者　菊地　　貢
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
広島県安芸郡熊野町萩原５丁目６番29―102号
債務者　清祐　一昭
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２７号
広島市中区舟入本町11番10―502号
債務者　総合ハウスクリーナーこと　山岡五十鈴
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１４号
兵庫県西宮市久保町13番28―212号
債務者　岩崎　文代
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５２号
鳥取市桜谷５番地45、申立時の住所鳥取県米子市角盤町１丁目15番地14　セレスト302号
債務者　松下　豊秋
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川井　克一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２９０号
岡山市南区福富西２丁目27番25号、旧住所岡山市北区桑田町３番16号サン・フォートマンション503号
債務者　藤井美智子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松原玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４７号
北九州市小倉北区中井４丁目３番２号
債務者　山内　由美
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　博久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２７号
岐阜県羽島市福寿町本郷1576番地６
債務者　横田　鉄明
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２号
宮城県登米市迫町佐沼字末広74番地１　ファイブエースＣ棟
債務者　佐々木久典
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第１５号
宮城県登米市迫町佐沼字萩洗１丁目13番地６
債務者　三次健太郎
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第１９３号
函館市美原３丁目８番18号
債務者　宮崎　道代
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５４号
三重県志摩市志摩町片田857番地１
債務者　覚田　　賢
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第５２４号
さいたま市見沼区大字東門前175番地２　アイビーハイツ101
債務者　森山　博文
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６９２号
埼玉県北本市石戸５丁目113番地１　ハイネス関根102
債務者　仲田　智子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
埼玉県入間市扇町屋１丁目４番17号508
債務者　関　　君子（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３４０号
埼玉県所沢市若狭１丁目2615番地の41ハイツ若狭Ａ―202
債務者　根本ヨシエ
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部